

㊤

前橋市教育委員会告示第15号

前橋市教育委員会11月定例会を次のとおり招集します。

令和4年11月8日

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

記

- 1 日 時 令和4年11月15日(火) 午後2時00分
- 2 場 所 総合教育プラザ2階22会議室
- 3 付議事件
  - (1) 議案第27号 令和4年第4回定例市議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
  - (2) 議案第28号 令和4年第4回定例市議会提出予定議案(条例)の作成に対する意見について
  - (3) 議案第29号 令和4年第4回定例市議会提出予定議案(事件)の作成に対する意見について
  - (4) 議案第30号 前橋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

## 令和4年11月定例教育委員会提出事項

### 1 教育長報告

- (1) 令和5年度市立幼稚園の入園申込状況について (総合教育プラザ)

### 2 提出議案

議案番号	件名	所管課
27	令和4年第4回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について	総務課
28	令和4年第4回定例市議会提出予定議案（条例）の作成に対する意見について	学校教育課 総合教育プラザ
29	令和4年第4回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について	生涯学習課 青少年課
30	前橋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について	学校教育課

### 3 その他

- (1) 行事について (総務課)
- (2) 第3期前橋市教育振興基本計画（案）に関するパブリックコメントの実施について (総務課)
- (3) 学校給食共同調理場の業務委託に係る優先交渉事業者の選定について (総務課)
- (4) 前橋市高校生模擬議会の開催について (前橋高等学校)

# 議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 11月定例会  
令和4年11月15日（火）  
午後2時00分開議

## 第1 会期の決定

## 第2 会議録署名委員の指名

## 第3 教育長提出の諸報告

- (1) 令和5年度市立幼稚園の入園申込状況について (総合教育プラザ)

## 第4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第27号 令和4年第4回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について
- (2) 議案第28号 令和4年第4回定例市議会提出予定議案（条例）の作成に対する意見について
- (3) 議案第29号 令和4年第4回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について
- (4) 議案第30号 前橋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

## 第5 そ の 他

- (1) 行事について (総務課)
- (2) 第3期前橋市教育振興基本計画（案）に関するパブリックコメントの実施について (総務課)
- (3) 学校給食共同調理場の業務委託に係る優先交渉事業者の選定について (総務課)
- (4) 前橋市高校生模擬議会の開催について (前橋高等学校)

令和 5 年度 市立幼稚園の入園申込状況について  
(令和 4 年 1 0 月 2 7 日現在)

総合教育プラザ

1 入園申込状況

(単位:人)

幼稚園名	募集 定員	<u>申込数</u>	令和 4 年度 申込数 (R3. 10 時点)	令和 3 年度 在籍数 (R3. 4 時点)
まえばし幼稚園	6 0	<u>1 0</u>	2 7	2 0
おおご幼稚園	6 0	<u>1 3</u>	1 2	1 8
宮城幼稚園	6 0	<u>0</u>	3	6

※宮城幼稚園は令和 5 年度末をもって閉園

2 募集期間 令和 4 年 9 月 1 日 (木) ~ 1 0 月 1 4 日 (金)

教育委員会議案第30号

前橋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

前橋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のとおり制定しようとする。

令和4年11月15日提出

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美

前橋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のとおり公布します。

令和4年 月 日

前橋市教育委員会

教育長 吉 川 真由美

前橋市教育委員会規則第 号

### 前橋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定により、前橋市立学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に置く学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、所管する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、学校を明示し、当該学校（以下「対象学校」という。）に対して通知するものとする。

3 対象学校は、協議会の設置をもって、前橋市立幼稚園管理規則第31条の2（昭和52年前橋市教育委員会規則第8号）の幼稚園評議員により構成される

会、前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則（昭和50年前橋市教育委員会規則第1号）第38条の2、前橋市立高等学校管理規則（昭和50年前橋市教育委員会規則第6号）第35条の学校評議員により構成される会に代えることができる。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標に関すること。
- (2) 学校経営方針に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) その他、校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（学校運営等に関する意見の申出）

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、特定の個人に関することを除いた対象学校の職員の任用に関し、次に掲げる事項について、教育委員会又は群馬県教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、群馬県教育委員会に意見を述べるときは、教育委員会を経由するものとする。

- (1) 第2条に定める協議会の目的を踏まえた、学校運営の基本方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題の解決に資する一般的な事項

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は群馬県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第7条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、第2条に定める目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果についての情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（委員の任命）

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は12人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、二以上の学校について一の協議会を置く場合、及び二以上の学校が統合した学校に協議会を置く場合の委員の人数については、教育長が別に定める。

- (1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 対象学校区域内の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。

（守秘義務等）

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員として、ふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（任期）

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第11条 委員の報酬は別に定める。

（会長及び副会長）

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、対象学校の校長と協議の上、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、総理する。ただし、会長が選出されるまでの間は、対象学校の校長が会議を招集し、総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第13条 会議は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、教育委員会事務局職員及び関係者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第14条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が公開することが適当でないとき認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 委員が第9条に反する行為を行ったとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、学校運営協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

前橋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について（議案第30号）

学校教育課

1 制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、前橋市立学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に学校運営協議会を設置するために必要な事項を定める。

2 主な内容

(1) 前橋市教育委員会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、所管する学校ごとに学校運営協議会を設置する。

(2) 学校運営協議会は、保護者や地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒（幼児を含む。以下同じ。）の健全育成に取り組むことを目的として、主に次に掲げる内容について協議又は承認するものとする。

ア 対象学校の校長（園長を含む。以下同じ。）が作成した学校運営に関する基本的な方針の承認

イ 対象学校の運営全般についての意見の申出

ウ 特定の個人に関することを除いた対象学校の職員の任用に関する意見の申出

(3) 学校運営協議会の委員は、特別職の地方公務員の身分を有し、次に掲げる者等のうちから12人以内を原則として、当該学校の校長の意見を聴取した上で前橋市教育委員会が任命する。

ア 対象学校に在籍する児童生徒の保護者

イ 対象学校区域内の住民

ウ 対象学校の運営に資する活動を行う者

エ 対象学校の校長

オ 対象学校の教職員

カ 学識経験者

キ 関係行政機関の職員

3 施行期日

令和5年4月1日

教育委員会12月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	木				
2	金				
3	土				
4	日	たこさん&kukuさんのワークショップとおはなし会	10:00～12:00	元気21 にぎわいホール	図書館
		ぬいぐるみのおとまり会	15:00～17:00	こども図書館	
		粕川歴史民俗資料館企画展講座1	13:30～15:00	粕川歴史民俗資料館	文化財保護課
5	月				
6	火	総括質問1日目		議場	
7	水	総括質問2日目		議場	
8	木	総括質問3日目		議場	
9	金	まえばし古墳の教室「顔つき円筒埴輪を作ろう」	9:00～12:00	総社歴史資料館	文化財保護課
10	土	ゆめロボコン教室②	9:00～16:00	児童文化センター	青少年課
		市民天文教室(ふたご座流星群)	18:00～20:00		
		冬のこどもフェスティバルおはなし会(萌えぎの会)	11:00～12:00	こども図書館	図書館
11	日	文化財探訪(城南地区)	9:30～12:30	大室公園	文化財保護課
12	月				
13	火				
14	水	教育委員会12月定例会	13:30～14:30	前橋市役所11階南会議室	総務課
		令和4年度第2回総合教育会議	15:00～16:00		
15	木				
16	金	高校生模擬議会	13:20～16:05	議場	前橋高等学校
17	土				
18	日				
19	月				
20	火	市立前橋高等学校終業式		前橋高等学校	前橋高等学校
21	水				
22	木				
23	金	市立幼稚園終業式		各幼稚園	総合教育プラザ
		市立小・中・特別支援支学校終業式		各学校	学校教育課
24	土	ゆめロボコン教室③	9:00～16:00	児童文化センター	青少年課
25	日				
26	月				
27	火				
28	水	仕事納め			
29	木				
30	金				
31	土				

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒レベルに基づく段階に応じて、中止する場合があります。

## 教育委員会1月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	日				
2	月				
3	火				
4	水	仕事始め			
5	木	新春おたのしみ会 リレーおはなし会(駒形読み聞かせの会) 新春おたのしみ会 リレーおはなし会(たこさんのおはなしや)	11:00～ 14:00～	こども図書館	図書館
6	金	市立前橋高等学校始業式		前橋高等学校	前橋高等学校
		新春おたのしみ会 紙芝居ライブ(ヨロロンデぶっち)	11:00～	こども図書館	図書館
7	土	新春お楽しみ会 冬の昔話・民話おはなし会(萌えぎの会)	11:00～	こども図書館	図書館
8	日	第1回前橋市はたちのつどい	午前の部11:30～12:30 午後の部15:00～16:00	日本トーターグリーンドーム前橋	青少年課
9	月				
10	火	市立幼稚園始業式		各幼稚園	総合教育プラザ
		市立小・中・特別支援支学校始業式		各学校	学校教育課
		<b>教育委員会1月定例会</b>	<b>14:00～15:00</b>	<b>前橋市役所11階北会議室</b>	<b>総務課</b>
11	水				
12	木				
13	金	まえばし古墳の教室「馬具を作ろう」	9:00～12:00	総社歴史資料館	文化財保護課
14	土	こどもエコクラブ交流会	9:00～16:00	児童文化センター	青少年課
15	日	粕川歴史民俗資料館企画展講座2	13:30～15:00	粕川歴史民俗資料館	文化財保護課
16	月				
17	火				
18	水				
19	木				
20	金				
21	土				
22	日	文化財火災防御演習(文化財防火デー)		金剛寺(宮城地区)	文化財保護課
23	月				
24	火				
25	水				
26	木				
27	金	まえばし古墳の教室「古代文様タイルを作ろう」	9:00～12:00	総社歴史資料館	文化財保護課
28	土	前橋・高崎連携事業文化財展(～2月5日まで)	9:00～17:00	臨江閣	文化財保護課
29	日				
30	月				
31	火				

※行事については、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」の警戒レベルに基づく段階に応じて、中止する場合があります。

第 3 期前橋市教育振興基本計画（案）に関するパブリックコメントの実施について

総務課

1 概要

令和 4 度末で第 2 期前橋市教育振興基本計画の計画期間が終了することから、現在、策定に向けて検討を進めている第 3 期前橋市教育振興基本計画（案）について、意見を求めるもの。

2 パブリックコメント資料

第 3 期前橋市教育振興基本計画（案）

第 3 期前橋市教育振興基本計画（案）【概要版】

3 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見の募集期間

令和 4 年 1 1 月 2 5 日（金）～令和 4 年 1 2 月 2 3 日（金）

(2) 資料の公表方法

①市ホームページへの掲載

②施設での配付

- ・市役所本庁舎（10 階教育委員会事務局総務課、2 階情報公開コーナー）
- ・各支所
- ・各公民館、各市民サービスセンター、各コミュニティセンター

(3) 意見の提出方法

①市ホームページ内の専用入力フォーム

②電子メール

③郵送

④資料配付施設に持参

(4) 市民への周知

①市ホームページへの掲載

②広報まえばし（12 月号への掲載）

(5) 意見に対する回答

意見及び意見に対する本市の考え方について、市ホームページ及び資料の配付場所で公表

## 学校給食共同調理場の委託業務に係る優先交渉権者の選定について

総務課

学校給食共同調理場の調理配送等業務の委託に係る公募型プロポーザルを実施し、業者選定委員会での厳正なる審査を経て優先交渉権者を選定しましたので報告します。

### 1 業務名

- (1) 西部共同調理場調理配送等委託業務
- (2) 南部共同調理場調理配送等委託業務
- (3) 東部共同調理場調理配送等委託業務

### 2 業務内容

調理及び配送等業務

※なお、献立作成、食材調達業務については、現行どおり市が行います。

### 3 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

### 4 優先交渉権者

上記1(1)～(3)ともに

東京都台東区上野一丁目14番4号

株式会社東洋食品

代表取締役 荻久保 英男

### 5 今後の予定

- 令和4年11月 詳細仕様に係る打ち合わせの実施
- 令和5年 1月 業務引継ぎに係る打ち合わせの実施
- 令和5年 3月 優先交渉事業者との見積合わせの実施
- 令和5年 4月 契約締結及び業務開始

## 前橋市高校生模擬議会の開催について

前橋市立前橋高等学校

### 1 趣旨

前橋市立前橋高等学校で実施している探究学習の一環として、新学習指導要領で重視する思考力・判断力・表現力を育成するため、高校生模擬議会を開催する。

### 2 開催日程・場所

令和4年12月16日（金） 前橋市議会議場

第1回 13:20～14:05（2組、3組）

第2回 14:20～15:05（4組、5組）

第3回 15:20～16:05（1組、6組）

※第2学年6クラスを2クラスごとに3回に分けて実施（各回45分）

### 3 出席者

学校：第2学年生徒全員、校長、担当教諭

市：市長、副市長、公営企業管理者、各部局長

市教委：教育長、教育次長、指導担当次長

市議会：市議会議長、議会事務局職員

### 4 各回の流れ

【進行：市立前橋高校（担当教諭）】

あいさつ：第1回 市長、第2回 議長、第3回 教育長

議事進行：生徒（議長として）

質問答弁：各クラス3名が議員となって質問し、各部局長が答弁する

講評：第1回 市長、第2回 議長、第3回 教育長

### 5 質問形式及び生徒席

前橋市議会代表質問の形式（一括質問一括答弁方式）に準じて実施

質問は質問席で行い、質問者1人につき、質問回数は1回。質問時間は答弁を含めて概ね5分以内とする。

生徒は議場及び傍聴席（南半分）に着席する。

### 6 傍聴・報道対応

議員及び教育委員等関係者については、傍聴席（北半分）で傍聴する。

報道については、議場の記者席で取材していただき、撮影可とする。

### 7 新型コロナウイルス感染症への対応

①議場、傍聴席ではマスクを着用し、入場の際には手指の消毒をする。

②保護者及び一般の方の傍聴は行わない。（学校HPに動画を掲載）

③生徒は朝の検温を行い、体調管理を徹底する。